

大型ヘリ墜落事故の事故処理に対する抗議と  
事故原因の究明及びその公表を求める理事長声明

2004年10月14日

九州弁護士会連合会

理事長 島 内 正 人

2004年8月13日、米海兵隊所属の大型輸送ヘリコプターCH53Dは、普天間基地に隣接する沖縄国際大学敷地内に墜落炎上するとともに、周辺住宅地にも広範囲に機体の破片を散乱させ、重大な被害を生じさせている。幸いにして、直接の人的被害は免れたとはいえ、本件は大惨事になりかねない極めて危険な事故であった。

当連合会も、これまで、米軍基地問題や日米地位協定問題について、1976年及び1996年に大会決議を採択し、さらに2001年には日米地位協定の改定を求める大会宣言をも採択してこの問題に継続して取り組んできた。

ところで、本件事故の処理に関する米軍の措置には、様々な問題点があると言わざるを得ない。

まず、日米地位協定17条3項（a）（ii）は、米軍の公務中に生じた罪に関して、米軍当局に第1次裁判権を与えていたが、これは、米軍に、日本国内において強制的に日本国民の権利を制限する警察権まで与えたものではない。日本国内における警察権行使は、国際法の基本原則に従い、当然に領域主権すなわち日本の主権に従うべきである。

また、日米地位協定17条10項（b）は、提供施設外における米軍事警察権の行使は、日本国との取り決めに従い、日本国と連絡して行使しなければならず、その使用は米軍構成員の間の規律及び秩序の維持のため必要な範囲内に限るとされている。

しかしながら、本件事故後に米軍が取った措置は、実力をもって住民地域の交通を遮断し、個人財産でありかつ高度の自治が認められるべき大学キャンパスに立ち入ってこれを占拠し、大学関係者、学生を排除したうえ、大学の私有財産である樹木までも伐採

するというものであった。また、住民居住地内に落下した破片に関しても、住居に立ち入ったうえ、沖縄県警察による検証も待たず、また我が国の警察官の立ち入りも一切認めないままこれを撤去した。そして、県警が申し入れた合同検証の申し入れすらも拒絶するに至っている。

これらの米軍の措置は、「日本国と連絡して行使しなければならない」にもかかわらず、県警からの申し入れを一方的に拒否するというものであり、また、民間地に立ち入ってこれを封鎖するなど「米軍構成員の間の規律及び秩序の維持のため必要な範囲」を超えたものであって、日米地位協定17条10項（b）に違反し、我が国の主権・法治主義を侵害するきわめて違法性の高い行為である。

なお、2004年10月4日には、戦闘機F15Cの2機が空中接触して主翼及び尾翼の一部を破損して嘉手納基地に緊急着陸する事故が発生し、翌10月5日にも大型空中輸機KC130が嘉手納基地に緊急着陸する事故が発生した。これらは軍事基地であるが故の事故であり、沖縄県民とりわけ基地周辺住民の安全と引き替えに米軍基地が存在している事実が浮き彫りとなった。

ところで、今回の大型ヘリ墜落事故の事故処理に関する最大の問題点は、不十分と言われている地位協定すら守られなかつたところにある。そして、当連合会は再三にわたって地位協定の問題点を指摘してきているにもかかわらず、日米両政府はこれを真摯に受け止めず、何らの抜本的改善が行われていない。

よって、住民の生命安全を危険から守り、二度と同様な危険を生じさせないためにも、米軍に対し、徹底した事故原因の究明及びその公表を強く求め、明確に我が国の主権を侵害した今回の米軍による違法な警察權行使に対し強く抗議するとともに、2001年の当連合会大会宣言の趣旨を踏まえ、人権侵害を防止し、被害の完全な救済を実現させるために、日米地位協定を改定するよう日米両政府に対して要望し、当連合会においても、その実現に向けた取り組みをより積極的に行うこと、ここにあらためて宣言する。

以上